〇　苫小牧市イノベーションマッチング実証事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、苫小牧市イノベーションマッチング実証事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　補助金は、市内企業が抱える課題を解決するための技術導入を促進し、市内産業の活性化に資することを目的とした実証事業（以下「実証事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、本市の雇用確保、産業競争力の強化を図り、本市への移住・定住につなげることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

1. 市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有すること。
2. 平成２９年に実施される苫小牧イノベーションマッチングイベントで技術提案を行った事業者との間で、実証事業の実施に向けた合意形成がなされていることを確認できること。
3. 市税を滞納していないこと。
4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業以外の営業に従事していること。
5. 事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。
6. その他市長が補助対象者として不適当と認める事項がないこと。

（補助対象経費）

第４条　市長は、実証事業を実施するために必要な経費のうち、補助対象として適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助する。なお、１申請あたりの補助上限額の目安は、２００万円とする。ただし、市長が認める実証事業については、この目安にかかわらず、交付し得るものとする。

２　補助対象経費は、次の各号に掲げる経費のいずれかとする。

1. 旅費
2. 会議費
3. 物品費（事業を行うために必要な物品の購入）
4. 借料及び損料（機材等のリース・レンタル経費）
5. 消耗品費
6. 外注費
7. 再委託費
8. 印刷製本費
9. 補助員人件費
10. その他諸経費
11. その他市長が事業に必要と認める経費

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

1. 国が助成する事業と重複する事業の経費
2. 事業所等の維持・管理経費
3. 事業の中止・廃止に伴い要する経費（キャンセル料、負担金等）
4. その他市長が事業に不適当と認める経費

（申請）

第５条　補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 苫小牧市イノベーションマッチング実証事業補助金交付申請書
2. 事業概要資料
3. 申請法人及び連携する法人の概要を把握することができる資料
4. 納税証明書
5. 法人の登記事項証明書
6. 応募条件・同意書

２　申請者は、次の各号に留意しなければならない。

1. 申請は苫小牧市に事務所又は事業所のある事業者にて行われなければならない。
2. 申請をするに当たって、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかにならないと、市長が認めた場合は、この限りでない。
3. 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格となること。
4. 交付申請書の提出後、原則として内容の変更・追加はできないこと。
5. 申請書類の提出後に申請を辞退する場合は、書面による辞退届を提出しなければならないこと。
6. 申請書類の返却はしないこと。また、申請書類の著作権は申請者に帰属するが、市が選定結果を公表する場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとすること。
7. 申請に要する経費は、全て申請者の負担であること。

　（補助交付決定及び通知）

第６条　市長は、申請された内容を審査し、適正と認めた場合にあっては、補助金の交付決定を行い、採択の結果を申請者に対し通知するものとする。

（事業計画の変更）

第７条　前条の交付決定を受けた申請者（以下「決定事業者」という。）による事業計画の変更は、原則として認めない。

（事業の中止又は廃止）

第８条　決定事業者による事業の全部若しくは一部の中止又は廃止は、原則として認めない。

　（交付決定の取消し等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、決定事業者に対し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

1. 関係法令及び本要綱に違反した場合
2. 決定事業者による事業の中止又は廃止を確認した場合
3. 補助金交付の目的以外の用途に使用した場合
4. 事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
5. その他市長が事業に不適当と認める経費

　（交付対象事業の遂行の命令）

第１０条　市長は、交付対象事業が交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、決定事業者にその遂行等を命じることができる。

２　市長は、決定事業者が前項の命令に違反したときは、交付対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

　（実証事業完了報告書の提出等）

第１１条　決定事業者は、毎月の事業経過を翌５営業日以内に所定の様式にて経過を報告することとし、事業が終了した後、市長が定める日までに苫小牧市イノベーションマッチング実証事業完了報告書（以下「実証事業完了報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 事業に係る経費の領収書の写し
2. 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
3. 口座振込依頼書
4. その他市長が必要とする書類

２　第５条第２項第２号ただし書に該当する決定事業者は、実証事業完了報告書を提出するに当たって、補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

３　第５条第２項第２号ただし書に該当する決定事業者は、実証事業完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を補助金消費税等仕入控除税額報告書により速やかに市長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

４　実証事業完了報告書について、著作権は決定事業者に帰属するが、市が事業結果を公表する場合にあっては、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

５　市長は、進捗状況の報告又は実証事業完了報告書を受けた交付対象事業の成果が交付金の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを、当該決定事業者に対して命じることができる。

（補助金額の確定、支払）

第１２条　市長は、提出された実証事業完了報告書の内容を審査し、適正であると認めた場合にあっては、交付すべき補助金額を確定し、決定事業者に通知するものとする。

２　市長は、決定事業者に対し、前項の通知の後に補助金を支払うものとする。ただし、市

長が認める場合に限り、概算払いを認めることがある。

（補助金交付の条件）

第１３条　決定事業者は、当該交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、決定事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

３　決定事業者は、取得財産等については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（関係書類の保存年限）

第１４条　決定事業者は、補助金に係る資料、帳簿その他関係書類を整理し、当該書類を事業が完了する日の属する年度から１０年間保管しなければならない。

　（交付対象事業の検査等）

第１５条　市長は、補助金について適正を期するために必要があるときは、決定事業者に対して報告をさせ、又は市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせて、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年９月６日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年１０月５日から施行する。